

10-2 新予防給付のケアマネジメント業務の流れ、委託について

(問1) 地域包括支援センターは、新予防給付のケアマネジメントの業務を行うこととされているが、この業務は委託できるのか。

(答)

1. 地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者の指定を受け、新予防給付のケアマネジメントの業務を行うこととされているが、改正介護保険法第115条の21条第3項の規定に基づき、その業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができることとされている。
2. 利用者が従前利用していた介護支援専門員にも新予防給付に係る利用計画の作成を依頼できるようにすることで改正後のサービスへの円滑な移行を確保することや、介護給付に移行した場合の連携の確保等の観点から、厚生労働省令では、新予防給付のケアマネジメントの業務の委託先として「指定居宅介護支援事業者」を定めることとしており、指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託することができる。

(問2) 地域包括支援センターが、新予防給付のケアマネジメントの業務を指定居宅介護支援事業者に委託するに当たっては、委託の要件はあるのか。例えば、指定介護予防事業を行っている事業者に委託することはできるのか。

(答)

1. 地域包括支援センターが新予防給付のケアマネジメントの業務を委託できる居宅介護支援事業者の要件については、基本的には中立性・公正性が担保され、受託する新予防給付のケアマネジメント業務の円滑な遂行ができる能力のある事業者であることが必要である。
2. また、業務の委託に当たっては、委託する業務の範囲及び委託先である居宅介護支援事業者の選定について、地域包括支援センター運営協議会の議を経ることが必要である。
3. 委託先の事業者が指定介護予防事業を行っている場合でも、運営協議会において中立性・公正性のチェックが行われれば、業務を委託することは差し支えないと考えている。

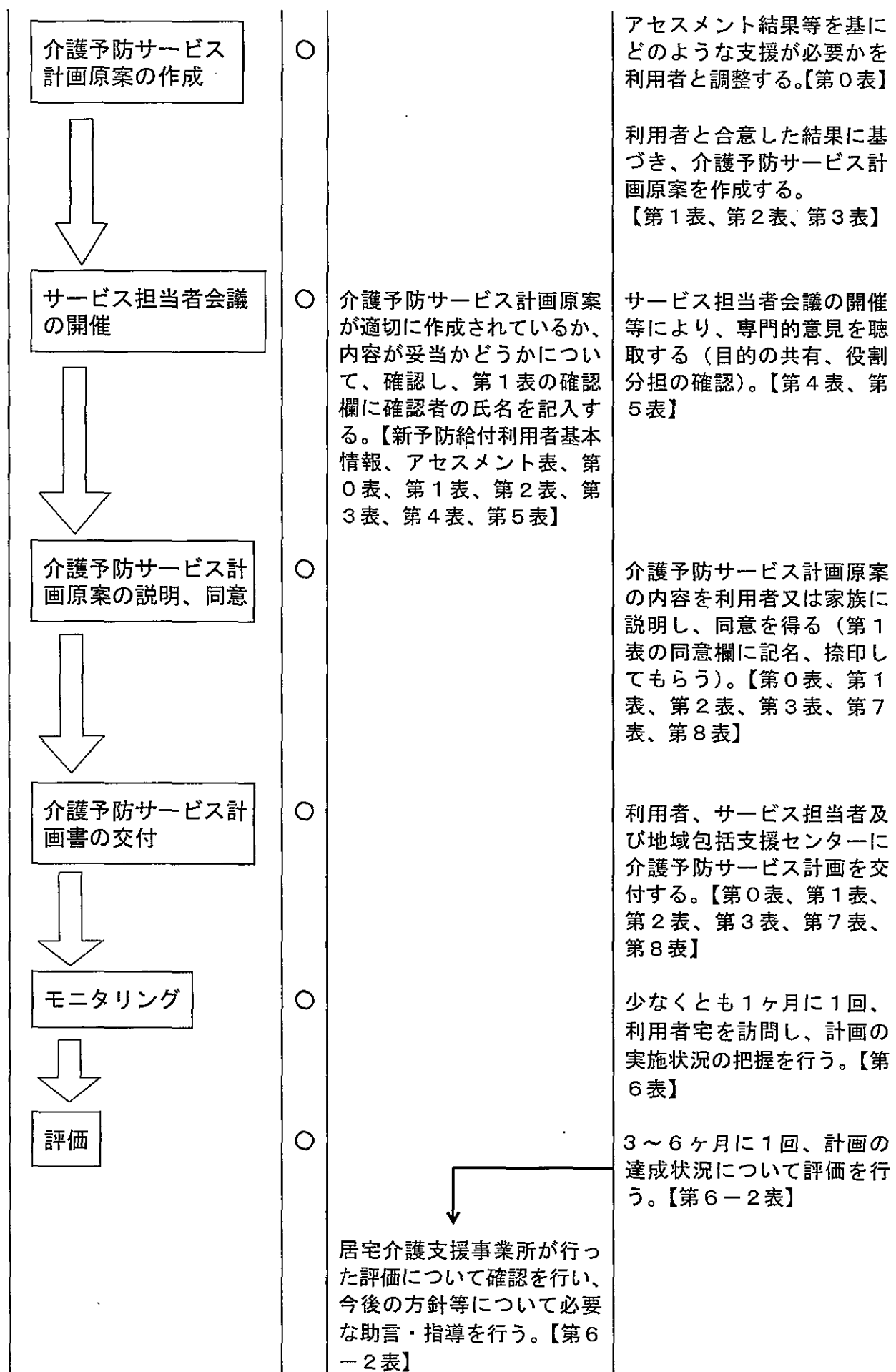
(問3) 地域包括支援センターが委託できる新予防給付のケアマネジメントの業務の範囲を示されたい。

(答)

新予防給付におけるケアマネジメント業務の委託の範囲については、現在のところ、次のように考えている。

新予防給付におけるケアマネジメントの業務（委託の業務の範囲）

業務の流れ	類	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所
利用申し込みの受付 	×	重要事項説明書を交付、説明し、同意を得る。 被保険者証を確認する。 利用申込者に介護予防サービス計画作成依頼届出書に必要事項を記入してもらい、被保険者証とともに市町村に届け出る。	
契約の締結 	×	利用申込者と契約を締結する。	
アセスメントの実施 	○	市町村から認定調査結果及び主治医意見書を入手し、居宅介護支援事業所に渡す。	地域包括支援センターから、認定調査結果及び主治医意見書を受け取り、内容を確認する。 利用者宅を訪問し、利用者の基本情報を確認した後、アセスメント表を用いて利用者及び家族に対しアセスメントを行う。【新予防給付利用者基本情報、アセスメント表】



給付管理業務	○		毎月初めに、前月の介護保険サービスの利用実績を確認し、第7表に記載する。【第7表、第8表】
			
介護報酬の請求	×	翌月10日までに、介護給付費請求書、介護給付費明細書を作成するとともに、第7表に基づき、利用者毎ごとの給付管理票及び給付管理票総括票を作成し、国保連に磁気媒体の送付又は電話回線を通じた電送により請求する。 介護予防支援の報酬を受領する。 居宅介護支援事業所に委託費を支払う。	サービス利用実績を記載した第7表、第8表を地域包括支援センターに送付する。
日常の利用者、サービス提供事業者との連絡・調整	○		随時対応し、介護予防サービス計画の変更の必要がある場合など、必要に応じて地域包括支援センターに報告する。

(問4) 利用者は、地域包括支援センターを選択することができるのか。また、地域包括支援センターが新予防給付のケアマネジメントの業務の一部を居宅介護支援事業者に委託をした場合には、利用者は居宅介護支援事業者を選択することができるのか。

(答)

1. 地域包括支援センターは、基本的にあらかじめ決められた圏域を担当することになるので、利用者はその住所地の圏域を担当する地域包括支援センターに、新予防給付の利用に係るケアプランの作成を申し出ることになる。

介護保険のサービスは、利用者の選択と同意が基本であり、地域包括支援センターにおける新予防給付のケアプラン作成のプロセスにおいても、利用者の選択と同意は確保されることとなっている。

2. また、地域包括支援センターが新予防給付の業務の一部を居宅介護支援事業者に委託した場合に、地域包括支援センターが、当該委託した居宅介護支援事業者の中から利用者が選択する居宅介護支援事業者に、当該利用者に係る新予防給付のケアプランの業務の一部を委託することも、差し支えない。

(問5) 利用者は、新予防給付に係るケアプランを自分で作ることはできるのか(セルフケアプランは認められるのか)。

(答)

1. 新予防給付については、地域支援事業と連続的・一体的にサービスを提供していく必要があること、地域における介護保険以外の様々なサービスとの連携や整合性に配慮したケアプランを作成する必要があることなどから、地域全体に目配りできる地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを行うこととしている。

2. 一方、利用者本位という介護保険の基本理念に照らし、利用者が自らケアプランを作成することは、新予防給付でも保障される必要があり、利用者があらかじめ市町村に自ら作成したケアプランを届け出て、当該ケアプランの内容について市町村(又は市町村から委託を受けた地域包括支援センター)が専門的な見地から確認を行った場合には、当該ケアプランに基づいた新予防給付が提供される仕組みを設けることとしている。

ただし、新予防給付は、あらかじめ適切なケアマネジメントを行い、それに基づいてサービスを利用するという仕組みを原則としていることから、サービスの利用後にケアプランを提出する仕組み(現行制度でいえば、償還払いでサービスを利用するケース)は設けないこととしている。

3. 具体的には、改正介護保険法第53条第1項において、新予防給付の費用の支給は、居宅要支援被保険者が「指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるとき」に行うとしているので、この厚生労働省令において、「居宅要支援被保険者が指定介護予防サービスの使用に係る計画(注：セルフケアプラン)をあらかじめ市町村に届け出ているとき」を規定する予定である。

なお、セルフケアプランの届出先については、市町村が自ら確認することに代えて、当該確認の事務を市町村が地域包括支援センターに委託することにより、地域包括支援センターにセルフケアプランを届け出て、地域包括支援センターが確認する取り扱いとしても差し支えない。